

事務連絡
令和3年1月14日

北海道倉庫業連合会 御中

北海道運輸局交通政策部長

令和3年度海事功労者等に対する国土交通大臣及び
北海道運輸局長表彰候補者の推薦について

海の日の関係行事につきましては、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、海事功労者、船員等に対する国土交通大臣・北海道運輸局長の表彰について、例年通り「海の日」において行う予定です。

つきましては、貴団体傘下の関係者等で国土交通大臣表彰・北海道運輸局長表彰に該当する方がおられましたら、下記期日までに各表彰内規により推薦方より取り計らい願います。

なお、推薦される場合は、被推薦者が所在する管轄運輸支局(海事事務所)がある場合には、必ず当該運輸支局等を経由して提出願います。

また、大臣表彰及び局長表彰被推薦者の交通事故、違反の有無を把握するため、自動車安全運転センターが発行する「無事故・無違反証明書」を添付願います。

推薦に係る各様式につきましては、送付いたしませんので、直接本局関係原課又は関係運輸支局等へ照会されますようお願いいたします。

記

1. 提出期日及び部数

(北海道運輸局本局へ直接提出する場合は、下記部数から1部減じた部数。)

- ・大臣表彰推薦 2月5日(金) 5部 (うち4部は写しでも可)
- ・局長表彰推薦 4月9日(金) 3部 (うち2部は写しでも可)

2. 添付書類

- ①表彰の推薦者の皆様へ
- ②海事功労等表彰各内規

(添付書類)

海事功労者等に対する表彰の推薦者の皆様へ

(国土交通大臣及び運輸局長表彰)

北海道運輸局

海事功労者等に対する表彰候補者の推薦について、ご案内したところですが北海道運輸局としましては表彰候補者の推薦があった場合、速やかに検討させていただき所存でおります。

つきましては、下記の諸点について、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 北海道運輸局の審査過程において、不明な点がある場合は、照会させていただくことがあります。その場合は速やか、且つ正確を期してご回答されますようお願いいたします。
- 2 推薦後、推薦書類に変更が生じた場合は、速やかに連絡をされるとともに、変更事由を記載した報告書に、変更を生じた分の書類(必要部数)を添えて、提出されますようお願いいたします。
(変更事項の例： 氏名、職名、現住所、本籍地、団体等役職の就退任等)
- 3 候補者自身又は関係する法人等が犯罪及び事故に関係することとなった場合、或いは過去にその種の事実のあったことを知った場合は、速やかにご連絡願います。
- 4 候補者に係わる重要な変化(健康状態等)を生じた場合についても、ご連絡下さいますようお願いいたします。
- 5 功績調書の様式が一部変更されています。(本籍・現住所欄の削除)
推薦関係様式の電子データにつきまして、ご希望がございましたら、本局担当原課又は関係運輸支局等へ連絡をお願いします。
- 6 ご不明な点等につきましては、添付の「照会先一覧」により、各担当へご照会下さいますようお願いいたします。

海事関係功労者表彰内規

平成13年7月12日

国官人第1041号

(趣旨)

第1条 海事関係功労者の表彰(以下「表彰」という。)については、国土交通省表彰規則(平成13年訓令第53号)の定めるところによるほか、この内規に定めるところによる。

(表彰の方法等)

第2条 表彰は、大臣が表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の事業区分)

第3条 表彰の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業(以下「海事関係事業」という。)とする。

- 一 海運関係事業(外航海運業、内航海運業及び旅客航路事業等)
- 二 船舶関係事業(造船事業、造船関連事業及び船舶関連事業等)
- 三 船員関係事業(船員の福利厚生事業、船員の教育及び育成事業等)
- 四 港湾関係事業(港湾に関する建設業、港湾建設機械及び作業船製作業、倉庫業、港湾運送、検査業及びポートサービス業等)
- 五 海上保安関係事業(水難救済事業等)
- 六 前各号の振興発展を目的とする事業

第4条 表彰は、次に掲げる者又は団体に対して行う。

一 職責遂行、事故防止の功労

前条の事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体

二 発明、考案、改良、研究の功労

前条に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い海事関係事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体

三 永年勤続の功労

海事関係業務の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であつて、永年にわたり業務に精励しその間における責任事故がなく、その勤務成績が優秀であつて他の模範となる年令55才以上の者。ただし、原則として、地方運輸局長等表彰を受けた者に限る。

イ 海事関係事業の現業部門の業務に37年以上従事している者

ロ 水先人として、20年以上従事している者。ただし、航海士又は船長として勤務した年数を通算して30年を越える者については、水先人として15年以上従事している者

四 海事関係事業の功労

イ 次のいずれかに該当する海事関係事業の経営責任者であつて、その功績が顕著な年令55才以上の者。ただし、原則として、地方運輸局長等表彰を受けた者に限る。

(1) 関係団体の役員として17年以上在任している者

《大臣(功労者)表彰内規》

(2) 海事関係事業に37年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者

(3) 海事関係事業の役員として20年以上在職している者

ロ その他海運の発展、海上観光事業の発展、造船及び造船関連工業技術の進歩、船舶運航技術の改善、海上労働の調査研究、港湾の発展、海上保安若しくは海事思想の普及徹底等に貢献しその功績特に顕著な者又は団体

五 水難救助

水難救済事業に20年以上従事し、救助回数100回を越える者又は出動回数200回を越える者

(表彰の上申)

第5条 前条各号の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類各3部(うち2部は写しでも可)を添えて、毎年5月1日まで各関係部局長を経由して大臣官房人事課長あて提出するものとする。

- 一 候補者名簿(第1号様式)
- 二 候補者審査票(第2号様式)
- 三 功績調書(第3号様式)
- 四 履歴書(第4号様式)
- 五 刑罰等調書(第5号様式)
- 六 無事故・無違反証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
- 七 戸籍抄本
- 八 団体の規模及び事業概況等調(第6号様式)
- 九 企業の規模及び事業概況等調(第7号様式)
- 十 その他参考となる資料

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年7月の海の日に行う。

附 則

- 1 この内規は、平成13年7月12日から施行する。
- 2 海事関係部外功労者表彰内規(昭和47年8月1日官人第2246号)は廃止する。

北海道運輸局関係功労者等表彰内規（抜粋）

	平成14年2月8日	北達第12号
改正	平成18年6月29日	北達第4号
改正	平成18年6月29日	北達第7号
改正	平成19年12月27日	北達第19-12号
改正	平成25年2月25日	北達第24-3号
改正	平成26年1月29日	北達第9号
改正	平成26年5月7日	北達第1号
改正	平成26年6月30日	北達第3号

第1章 総則

第3章 海事関係功労者表彰

第11章 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動等表彰

第1章 総則

第1条 北海道運輸局関係功労者等の表彰（以下「表彰」という。）については、国土交通省表彰規則（平成13年国土交通省訓令第53号）の定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

第2条 表彰は、局長が表彰状又は感謝状を授与して行う。

第3章 海事関係功労者表彰

第7条 表彰の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業（以下「海事関係事業」という。）とする。

- (1) 海運関係事業（内航海運業及び旅客航路事業等）
- (2) 船舶関係事業（造船事業、造船関連事業及び船舶関連事業等）
- (3) 船員関係事業（船員の福利厚生事業、船員の教育及び養成事業等）
- (4) 港湾関係事業（倉庫業、港湾運送、検数業及びポートサービス業等）
- (5) 前各号の事業に関する団体の事業及びその他海運の発達改善を目的とする団体の事業

第8条 表彰は、次の各号の一に該当する者又は団体に対して行う。

- (1) 職責遂行、事故防止の功労
海事関係事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体
- (2) 発明、考案、改良、研究の功労
海事関係事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、海事関係事業の振興発展に著しい貢献をした者又は団体
- (3) 永年勤続の功労

海事関係事業の次のいずれかに該当する業務に現に従事する者であって、永年にわたり業務に精励しその間における責任事故がなく、その勤務成績が優秀であって他の模範となる者。

ア 海事関係事業の業務に25年以上従事している年令50才以上の者。ただし、現業職員にあつては年令45才以上の者

イ 水先人として、15年以上従事している者。ただし、船舶職員として勤続した年数を通算して25年を越える者については、水先人として10年以上勤続した者

(4) 海事関係事業の功労

ア 次のいずれかに該当する海事関係事業の経営責任者であつて、その功績が顕著な年令50才以上の者。

(ア) 関係団体の役員として15年以上在任している者

(イ) 海事関係事業に30年以上従事し、うち役員として8年以上在職している者

(ウ) 海事関係事業の役員として18年以上在職している者

イ 旅客輸送に従事し、5年以上その責に帰する人身事故及び衝突事故等がなく、その功績が特に顕著な企業又は船舶

ウ その他海事関係事業の発達改善に尽力し、又は海事思想の普及徹底等に貢献し、その功績が顕著な者又は団体

第9条 前条の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類各2部(うち1部は写しでも可)を添え、毎年表彰日の2か月前までに北海道運輸局長あて提出するものとする。

なお、前条第1号、第2号及び第4号に該当する者については第4号の書類、並びに前条第3号に該当する者については第6号及び第7号の書類の添付を要しない。また、前条第4号イの企業又は船舶については、第1号、第8号及び第9号の書類とする。

(1) 候補者推薦名簿(第1号様式)

(2) 功績調書(第2号様式)

(3) 履歴書(第3号様式)

(4) 推薦書(第4号様式)

(5) 無事故・無違反証明書(自動車安全運転センター発行のもの)

(6) 団体の規模及び事業概況等調(第5号様式)

(7) 企業の規模及び事業概況等調(第6号様式)

(8) 無事故申立書(第7号様式)

(9) その他参考となる資料

第10条 表彰は、原則として毎年7月に行う。

第11章 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動等表彰

第34条 表彰は、海をきれいにするため、港内、海浜等の環境整備に概ね6年以上尽力し、港内、海浜等の美化活動に貢献した他の模範となる者又は団体に対して行う。ただし、これらを職業とする者又は団体は除く。

第35条 前条の表彰に該当する者があると認めるときは、次の各号に掲げる書類各2部(うち1部は写しでも可)を添え、毎年表彰日の2か月前までに北海道運輸局長あて提出するものとする。

(1) 候補者推薦名簿(第1号様式)

(2) 功績調書(第2号様式の3)

(3) 履歴書(第3号様式)

(4) 推薦書(第4号様式の3)

(5) その他参考となる資料

第36条 表彰は、原則として毎年7月に行う。